

2025年版

著作物利用の手引

読売書法会は知的財産権保護の観点から、書作品を制作する際の著作物使用に関する正しい手続きの励行に取り組んで来ました。その一環として、他の書道団体に先駆け、著作権管理団体である日本文藝家協会（JWACC）、日本音楽著作権協会（JASRAC）と協議を重ね、両団体の理解と協力を得て読売書法会事務局が一括して申請することにより、両協会の委託者については出品者が個々に手続きをしなくても済むようになっていきます。

第41回展に出品される方は必ず以下をお読みいただき、資料が必要な場合は事務局へご請求ください（出品票には同封されていない資料もあります）。

※ここで紹介する方法は読売書法展に限定したものであり、本展以外の公募展や会派・社中展には適用されません。また、これ以外の方法で手続きを行い、著作権者などとトラブルが生じて事務局は責任を負いかねますのでご了承ください。

◆著作権について知っておきましょう

著作権法では、著作物の権利の保護期間を著作者の死後70年までと定めています。違反すれば損害賠償請求などの訴訟を起こされる恐れがあり、罰金やひどい時には懲役を科されることもあります。

著作権には、①「著作物の内容や題号を他人が無断で変えてはならない（無断改変の禁止）」という決まりがあります。また、②作品を公表する権利（公表権）や、③著作者名の表示（氏名表示権）という決まりもあります。一般的には、「作品内に著作者名および出典を記載する」「作品脇に題名などのキャプションを掲出する」などの方法で表示しますが、著作権者から特に指示があった場合、その方式に従って表示しなくてはなりません。

◆著作権の消滅・存続の確認

読売書法展に出品するにあたり、作品題材の著作権が存続しているかについては各出品者で確認ください。

2018年12月30日の著作権法の改正により、著作権の保護期間は著作者の死後50年から「死後70年」に延長されました。ただし、延長により施行日の時点で消滅している著作権が復活することはありません。

つまり、作品題材の著作者が①「1967（昭和42）年12月31日以前に死亡」→著作権は消滅、②「1968（昭和43）年に降に死亡、または存命中」→著作権は存続、ということになります。

②に該当する場合は、遺族などの著作権（継承）者または著作者本人の許諾が必要です。

◆許諾の取り方

著作権（継承）者が判明したら、以下の区分に従って手続きを進めます。利用料が生じる場合はすべて自己負担です。

許諾が得られたら、「文芸作品利用報告書」を事務局に提出します。締め切りは6月30日です。「文芸作品利用報告書」は出品票に同封されています。回答に日数を要することがありますので、時間に余裕をもって手続きを行ってください。

利用に当たってのポイント

- ▽著作者の没年を確認する。
- ▽下記、「許諾の取り方①～⑤」に従って手続き

する。
▽出品票の著作権欄の「①存続」にマークする。
▽期日（6月30日）までに「文芸作品利用報告書」を事務局に提出する。

◆許諾の取り方①

楽 曲（歌詞）

日本音楽著作権協会（JASRAC）が出版利用に関する権利を管理する楽曲の歌詞については、事務局が一括して申請を代行し、審査結果を受けて事務局が使用料を立て替え払いした後、出品者に対して使用料を請求します。

ただし一昨年より手続きが一部追加となり、出品者が事前に直接、著作権者から当該楽曲の書道作品利用への許諾を得る必要が生じました。許諾は書面やメールなど記録に残る形で取得のうえ、その写しを「文芸利用報告書」とともに事務局に提出してください。詳細は、読売書法会ホームページの「楽曲利用手続きについてのご注意※日本音楽著作権協会（JASRAC）管理作品の場合」をご覧ください。

なお、JASRACに問い合わせる際は、利用予定の作品の出版利用に関する権利がJASRAC管理であるかどうか、必ずご自身でJASRACホームページのJ-WID（作品検索サービス）にて事前にご確認ください。

1曲の使用料は3,300円です。ただし、これは会場展示のみの料金で、図録、役員作品集、会報などに収録された場合は、別途使用料が生じます。落選した場合、使用料はかかりません。手続きや使用料などについてご不明の点は事務局に問い合わせください。

◆許諾の取り方②

文芸作品

（「日本文藝家協会」に委託している文芸家）

「2025日本文藝家協会リスト（第41回読売書法展用）」に掲載されている文芸家の著作物利用についても、事務局が代行して一括申請します。落選の場合は使用料が発生しません。役員、入賞・入選した会友・公募の出品者に対し事務局が立て替えた使用料を事後に請求します。使用料は会友・公募＝1,100円、役員＝5,500円です。出品票に同封されている「文芸作品利用報告書」にリストの管理番号を記入します。リストは出品票に同封されていないため、事務局に問い合わせただくか、読売書法会ホームページでもご覧になれます。リストに掲載されている文芸家でも楽曲の歌詞は「許諾の取り方①」の扱いになりますので注意してください。また、詩等の抜粋使用の場合、「文芸作品利用報告書」提出時に、必ずオリジナル作品の全文のコピーを添付してください。

日本文藝家協会が管轄する著作物の使用料算出方法が昨年から変わりました。
【同一著者の複数著作物を一書作品内で使用した場合、使用料は著作物の作品数分】となるため、使用する作品の数により加算されますのでご注意ください。

◆許諾の取り方③

その他著作物

（両協会に委託していない著作者）

「2025日本文藝家協会リスト（第41回読売書法展用）」に掲載されていない文芸家（「許諾の取り方⑤」の読売書法会推奨文芸家を除く）や、「日本音楽著作権協

会」が管理していない楽曲の歌詞の場合、著作権（継承）者・管理団体に直接連絡を取り、必ず事前に申請し許諾通知を入手してください。許諾が得られたら、「文芸作品利用報告書」に著作権（継承）者の許諾通知を添えて事務局に提出してください。後々のトラブルを避けるために、必ず書面で許諾通知を得てください。時折、「電話で許諾を受けた」という報告がありますが、先方に「許諾した覚えはない」と言われてしまうと証拠は何も残らないので、許諾を得たことにはなりません。

申請時には「第41回読売書法展」出品作品への題材利用に加えて、「展覧会場での展示および撮影」「新聞等への掲載」「図録、役員作品集などへの収録」（申請者の資格により条件は異なります）の可能性を明確にしてください。なお、読売書法会全体の名誉にも関わりますので、礼を尽くした対応を心掛けて失礼な態度は厳に慎んでください。また、許諾通知は著作権（継承）者が回答しやすいよう、切手を貼った返信用封筒やはがきを同封するなど工夫してください。

申請に対する著作権者の許諾・拒否の判断は、あくまでも著作権者の自由意思によるものです。無回答も想定されますが、「許諾」の返事がない限り読売書法展への出品は認められません。また、著作物使用料の発生の有無、金額などはいずれも相手の回答次第です。

◆許諾の取り方④

自 作

自作の漢詩、和歌などオリジナルの作品でも、著作権の所在を明らかにするため、「文芸作品利用報告書」は事務局に提出してください。

◆許諾の取り方⑤

推奨文芸家

読売書法会推奨文芸家リスト

鸚	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14
氏名	安東聖空	石川忠久	井上靖	江口大象	大橋南郭	小坂奇石	坂村真民	清水比庵	西谷卯木	東山魁夷	湯浅浩史	吉澤鐵之	吉澤鐵石	吉田一穂

読売書法展の趣旨に賛同して許諾を与えてくださる方を「読売書法会推奨文芸家」として紹介しています。使用料は掛かりません。また、出品者が直接手続きする必要はありませんが、利用報告をするため「文芸作品利用報告書」は事務局に提出してください。

◆正しい手続きを

著作物の利用許諾を得る手続きは、とても煩雑で、「読売書法展」の説明から始めなくてはならず、時間や手間が掛かることが予想されます。思うような返事がもらえないからといって、勝手に書いてしまうことは、後に大きなトラブルにつながることもなるので絶対に避けてください。また、「一部を変えれば、自分のオリジナルとして著作物の利用には当たらないだろう」と誤解している方がいます。これは「作品の改変」とみなされ、「盗作」「剽窃」として多額の賠償請求訴訟につながる可能性もあります。ルールを守り、正しい手続きを心掛けてください。なお、事務局は、連絡先不明者の調査は行いません。必ず、出品者各人で行っていただきます。